○総務省告示第二百四十三号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条及び第八条の規定に基づき、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十年総務省告示第百五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月二十一日

総務大臣　山本　早苗

第十一条第三項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　個人データの再委託に関する事項

○法務省告示第三百八十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月二十一日

法務大臣　上川　陽子

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社カネサエクスプレス	群馬県佐波郡玉村町大字樋越七百五十二番地	防水施工
株式会社アルファ・ルファ	埼玉県春日部市南中曽根千百二十五番地四	防水施工
有限会社アサダ産業	埼玉県鶴ヶ島市大字高倉四十六番地	防水施工
エヌ・ティ外装株式会社	埼玉県吉川市大字保八百六十六番地二	防水施工
株式会社フォレスト匠	神奈川県横浜市旭区今宿一丁目三十五番三号	防水施工
合同会社モリタ工業	長野県長野市大字川合新田二千三百三十六番	防水施工
有限会社マツバラ	静岡県沼津市西添町十八番地の四	防水施工
株式会社高橋建工	広島県東広島市西条中央五丁目十番二十四号	内装仕上げ施工
久貝興業株式会社	沖縄県宜野湾市真栄原三丁目六番四十一号	鉄筋施工
株式会社國健鉄筋工業	沖縄県浦添市伊祖一丁目十一番二十七号	鉄筋施工
大浦鉄筋工業	沖縄県うるま市字仲嶺四百二番地一	鉄筋施工
平良鉄筋工業	沖縄県うるま市石川東恩納四十五番地	鉄筋施工
仲大鉄筋工業	沖縄県中頭郡読谷村字座喜味六百五十一番地一	鉄筋施工
山内鉄筋工業	沖縄県中頭郡北中城村字安谷屋三百九十五番地	鉄筋施工

○法務省告示第三百八十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年七月二十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月二十一日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表株式会社オンダ製作所関工場の項中「機械検査」の下に「、プラスチック成形、機械加工」を加える。

○法務省告示第三百八十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月二十一日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表株式会社アイメタルテクノロジーの項中「鋳造」の下に「、機械加工」を加える。

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社坂内セメント工業所	福島県河沼郡柳津町大字細八字鴉ノ巣甲三百番地	鉄筋施工
株式会社トメックス	広島県福山市箕島町六千六百九十一番地	溶接

○法務省告示第三百八十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年十月八日法務省告示第五百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月二十一日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

株式会社祥苑	北海道函館市湯川町二丁目四番二十号	ホテル業務
株式会社ロイヤル	栃木県日光市鬼怒川温泉大原千四百二十六番地二	ホテル業務

○水戸地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を変更したので、次のとおり告示する。

平成二十七年七月二十一日

水戸地方検察庁検事正　髙崎　秀雄

茨城県水戸市北見町一番十一号　水戸地方検察庁企画調査課内情報公開窓口

○財務省・農林水産省告示第十九号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月二十一日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　林　芳正

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年四厘
八年を超え十年以下	年四厘五毛

償還期限	利率
十年を超え十三年以下	年五厘五毛
十三年を超え十五年以下	年六厘五毛
十五年を超え十七年以下	年七厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年八厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年四厘
八年を超え十年以下	年四厘五毛
十年を超え十三年以下	年五厘五毛
十三年を超え十五年以下	年六厘五毛
十五年を超え十七年以下	年七厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年八厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。